

令和8年度

地域整備方向検討調査

中田二期地域営農構想検討その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査中田二期地域営農構想検討その他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査中田二期地域において用水量調査及び営農構想の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市中田町地内他で別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、発注者と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ①審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果物のミス、不備 等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2－1条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月

(貸与資料)

第2－2条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和4年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域営農計画調査その他業務 報告書	1部
2	令和7年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域事業構想検討その他業務 報告書	1部
3	令和7年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域排水計画調査検討業務 報告書	1部

番号	貸与資料	数量
4	令和7年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域高収益作物導入構想検討業務 報告書	1部
5	河川法第95条協議 国営中田地区 水利使用協議図書（令和7年1月15日付け同意）	1部
6	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（宮城県、岩手県）	各1部
7	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（登米市、一関市）	各1部
8	農業振興地域整備基本方針（宮城県、岩手県）	各1部
9	農業振興地域整備計画（登米市、一関市）	各1部
10	水田収益力強化ビジョン（宮城県、岩手県、登米市、一関市）	各1部
11	地域計画（登米市、一関市）	各1部
12	事業計画（JAみやぎ登米）	1部

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-3条 第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （4）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

（作業条件）

第2-4条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

受益予定面積：約3,910ha 概算筆数：約17,000筆

（関連業務）

第2-5条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間（予定）
1	令和8年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域事業構想その他検討業務（仮称）	令和8年6月 ～令和9年3月
2	令和8年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域排水計画調査検討業務（仮称）	令和8年5月 ～令和9年2月

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	

作業項目	数量	備考
2. 用水量調査	1式	
3. 営農構想の検討	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- 2) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（代かき用水量調査の取りまとめ段階）

第3回 中間打合せ（減水深調査の取りまとめ段階）

第4回 中間打合せ（営農構想の検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。
岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第6-2条 業務スライドの試行に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

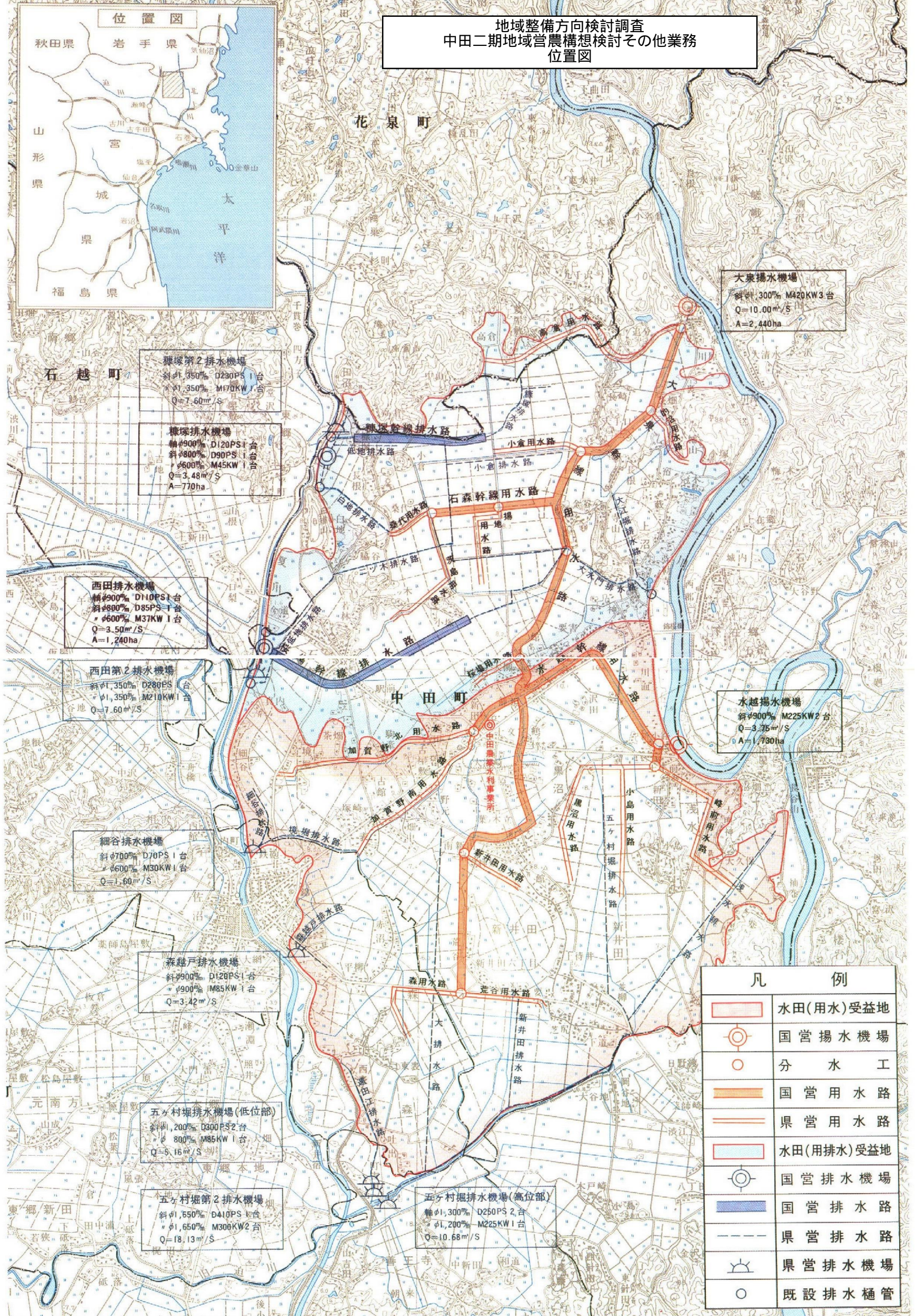
(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料から、作業に必要な資料を整理し、内容を把握の上、基礎資料として整理する。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を把握するため、現地踏査を行う（作業項目2-1.の現地踏査を除く）。	○
2. 用水量調査		
2-1. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を把握するため、調査地点の現地踏査を行う。	○
2-2. 代かき用水量調査	調査対象水田に代かき用水量の測定機器を設置し、代かき期間におけるほ場への流入量の測定を行う。また、代かき終了後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：5地点 測定時期：代かき期間 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、測定機器は、発注者から貸与する。	○
2-3. 減水深調査	調査対象水田に測定機器を設置し、日減水深の測定を行う。また、落水後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：10地点 測定時期：田植え後の普通期 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、測定機器は、発注者から貸与する。	○
2-4. 調査結果の点検・取りまとめ	作業項目2-2.及び2-3.の調査結果を取りまとめ、現行水利権における減水深諸元と比較検討する。	○
3. 営農構想の検討	貸与資料1の過年度業務で作成した営農計画(案)について、貸与資料6から12を基に更新する。	○
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

地域整備方向検討調査
中田二期地域営農構想検討その他業務
位置図



大泉揚水機場
斜 ϕ 1,300% M420KW3台
Q=10.00 m^3/S
A=2,440ha

糠塚第2排水機場
斜 ϕ 1,350% D280PS1台
斜 ϕ 1,350% M170KW1台
Q=7.60 m^3/S

糠塚排水機場
軸 ϕ 900% D120PS1台
斜 ϕ 800% D90PS1台
斜 ϕ 600% M45KW1台
Q=3.48 m^3/S
A=770ha

西田排水機場
軸 ϕ 900% D110PS1台
斜 ϕ 800% D85PS1台
斜 ϕ 600% M37KW1台
Q=3.50 m^3/S
A=1,240ha

西田第2排水機場
斜 ϕ 1,350% D280PS1台
斜 ϕ 1,350% M210KW1台
Q=7.60 m^3/S

水越揚水機場
斜 ϕ 900% M225KW2台
Q=3.75 m^3/S
A=1,730ha

細谷排水機場
斜 ϕ 700% D70PS1台
斜 ϕ 600% M30KW1台
Q=1.60 m^3/S

森越戸排水機場
軸 ϕ 900% D120PS1台
斜 ϕ 900% M85KW1台
Q=3.42 m^3/S

五ヶ村堀排水機場(低位部)
斜 ϕ 1,200% D300PS2台
斜 ϕ 800% M85KW1台
Q=5.16 m^3/S

五ヶ村堀第2排水機場
斜 ϕ 1,650% D410PS1台
斜 ϕ 1,650% M300KW2台
Q=18.13 m^3/S

五ヶ村堀排水機場(高位部)
軸 ϕ 1,300% D250PS2台
斜 ϕ 1,200% M225KW1台
Q=10.68 m^3/S

凡 例	
	水田(用水)受益地
	国営揚水機場
	分水工
	国営用水路
	県営用水路
	水田(用排水)受益地
	国営排水機場
	国営排水路
	県営排水路
	県営排水機場
	既設排水樋管